



宮 崎 県 公 報

平成23年 3 月22日（火曜日）号外 第 30 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

条 例

○県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区に

頁

において選挙すべき議員の数についての人口の特

例に関する条例……………（議事事務局） 1

○宮崎県中山間地域振興条例……………（ “ ） 2

○宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例……………（ “ ） 3

本号で公布された条例のあらまし

◎ 県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例（条例第19号）

1 制定の理由及び主な内容

平成23年 4 月10日に行われる県議会議員選挙における定数、選挙区及び選挙区ごとの議員数については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律に基づき、平成17年の国勢調査の人口によることとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県中山間地域振興条例（条例第20号）

1 制定の理由及び主な内容

豊かで安心して住みよい持続可能な地域社会の実現に資するため、中山間地域の振興に関する基本方針を定め、県、市町村及び県民等の役割を明らかにするとともに、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する条例の制定を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例（条例第21号）

1 制定の理由及び主な内容

歯・口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることに鑑み、県民の健康の保持増進に寄与するため、県民の歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び保健、医療、福祉、教育等に関係する者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進する条例の制定を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例をここに公布する。

平成23年 3 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第19号

県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例

平成23年 4 月10日に行われる県議会議員の一般選挙において選挙すべき議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）附則第 2 条第 1 項の規定により、平成17年の国勢調査の結果による人口によることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県中山間地域振興条例をここに公布する。

平成23年3月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第20号

宮崎県中山間地域振興条例

本県の中山間地域は、そこで暮らす人々にとってかけがえのない生活の場であるとともに、神話、神楽等に代表される個性豊かな文化を育み伝えている。また、木材や私たちが生きていく上で必要不可欠な食料、水の供給をはじめ、水源かん養、国土の保全等の多面的機能を有し、特にバイオマス資源の供給源や炭素の吸収源として、低炭素社会の構築にも重要な機能を担うことが期待されている。

しかし、このような重要な機能を有する本県の中山間地域では、過疎化、高齢化が急速に進行し、将来の存続が危ぶまれる集落が見受けられるとともに、基幹産業である農林業の低迷と担い手の減少により農地と森林が荒廃し、中山間地域の持つ多面的機能が著しく低下することが懸念されている。

このようなことから、中山間地域では、住民が自らの地域に誇りを持ち安心して生活を営めるよう、そして、中山間地域の貴重な資源と多面的機能を次の世代へ引き継げるよう、県、市町村、県民等が一体となり中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要である。

そこで、私たち宮崎県民は、協働して中山間地域の振興を図ることについて、最大限の努力をすることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中山間地域の振興に関する基本方針を定め、県、市町村及び県民等の役割を明らかにするとともに、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで安心して住みよい持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する区域をいう。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域
- (3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (5) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する地域として規則で定める区域

2 この条例において「県民等」とは、県民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）及び事業者をいう。

(基本方針)

第3条 中山間地域においては、地域の将来は住民自らが決定するとの基本的な考えに基づき、住民の自主的かつ主体的な地域づくりに関する取組の促進が図られなければならない。

- 2 中山間地域は、地理的条件が他の地域に比較して不利な状況であること、県民の生活に重要な役割を果たしていること、県勢発展を図る上で重要な地域であること等に十分に配慮した施策が実施されなければならない。
- 3 中山間地域の振興は、都市部と中山間地域がともに支え合う共生の考えのもと、それぞれの機能を相互に理解し、県、市町村及び県民等が協働して県土の均衡ある発展が図られるよう推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、中山間地域の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の役割)

第5条 中山間地域をその区域に含む市町村は、基本方針にのっとり、地域振興の中核を担う行政組織として、県及び県民等と連携して施策の推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第6条 県民等は、基本方針にのっとり、中山間地域が有する多面的機能に対する理解を深め、中山間地域の振興を図るための取組に協力するよう努めるものとする。

(振興計画)

第7条 知事は、基本方針に基づき、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、中山間地域の振興に関する計画を策定するものとする。

- 2 知事は、前項の計画に基づいて行った主な施策に関して、毎年、議会に報告するものとする。

(調査及び研究)

第8条 県は、中山間地域の現状を十分に把握するとともに、中山間地域の振興に関する施策の充実を図るため、調査及び研究に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第9条 県は、中山間地域の振興に関する施策を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

（財政上の措置）

第10条 県は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

平成23年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第21号

宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例

（目的）

第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることに鑑み、県民の歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び保健、医療、福祉、教育等に関係する者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての県民が自ら歯・口腔の健康づくりに努めるとともに、適切な時期に、また、その居住する地域にかかわらず等しく、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを基本として行われなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村との連携協力等）

第4条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な歯科保健サービスを行う市町村との連携協力及び調整に努めるものとする。

（保健、医療、福祉、教育等に関係する者の役割）

第5条 保健、医療、福祉、教育等に関係する者は、基本理念にのっとり、県民の歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、それぞれの者が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（事業者及び医療保険者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科健診、保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科健診、保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第7条 県民は、歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を活用すること、歯科医師等の支援を受けること等により、自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 父母その他の保護者は、家庭において、子どもの虫歯及び歯周病の予防、早期治療等に取り組むよう努めるものとする。

（歯科保健推進計画）

第8条 知事は、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「歯科保健推進計画」という。）を定めるものとする。

2 歯科保健推進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）歯・口腔の健康づくりに関する基本的な方針

（2）歯・口腔の健康づくりに関する施策

（3）歯・口腔の健康づくりに関する目標

（4）前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、歯科保健推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民、市町村、歯・口腔の健康づくりに関する学識経験を有する者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

4 知事は、歯科保健推進計画を定めたときは、これを公表するものとする。

5 知事は、歯科保健推進計画における施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて歯科保健推進計画の見直しを行うものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、歯科保健推進計画の変更について準用する。

（市町村への支援等）

第9条 県は、市町村が歯・口腔の健康づくりに関する計画を策定し、又は施策を実施しようとするときは、その求めに応じて情報の提供、専門的又は技術的な支援等を行うものとする。

（基本的施策の実施）

第10条 県は、歯・口腔の健康づくりを推進するため、基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- （1） 歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに歯・口腔の健康づくりに関係する者の連携体制の構築に関すること。
- （2） 市町村等がフッ化物応用等により歯科疾患の予防対策を行う場合、その実施に当たり必要な措置に関すること。
- （3） 市町村等が行う母子保健に関する事業、学校保健に関する事業、高齢者の保健に関する事業その他の保健に関する事業との連携に関すること。
- （4） 乳幼児、障がいのある者、介護を要する者その他の特に配慮を要する者に対する歯科保健医療サービスの確保に関すること。
- （5） 歯・口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上に関すること。
- （6） 歯・口腔の健康づくりの推進に資する調査研究に関すること。
- （7） 歯・口腔の健康づくりに関する普及啓発に関すること。
- （8） 8020運動（80歳で自分の歯を20本以上維持することを目的とした取組をいう。）の推進に関すること。
- （9） 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な事項に関すること。

（歯の衛生週間）

第11条 県民の間に広く歯・口腔の健康づくりについての関心及び理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、歯の衛生週間を設ける。

2 歯の衛生週間は、6月4日から同月10日までとする。

3 県は、歯の衛生週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第12条 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の実施状況の公表）

第13条 知事は、毎年、県が講じた歯・口腔の健康づくりに関する施策の実施状況について、その概要を公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。